

朝霞市建設工事等前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第163条第3号に規定する経費を前金払することについて必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象となる経費は、契約金額が1件130万円を超える建設工事（以下「工事等」という。）に要する費用とする。

(入札の公告及び通知)

第3条 前金払の対象となる工事等の入札について、令第167条の6第1項及び第167条の12第2項の規定により公告及び通知を行うときは、前払金の有無及びその支払条件を明記しなければならない。

(支払条件等の協議)

第4条 前払金の対象となる工事等の入札をするときは、工事等を主管する課（以下「工事主管課」という。）の長は、出納室長、財政課長及び入札契約課長と前払金の支払条件等について協議しなければならない。

(前払金の割合等)

第5条 前払金の額は、契約金額の10分の4以内とする。

2 前払金の額は、2億円を限度とし、支払は万単位で行い、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、前払金の限度額については、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 継続費により予算措置をした工事等に係る前金払については、各年度の年割額を限度とし、当該年度の出来高予定額に対し、算定した額とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(前払金の請求及び支払)

第6条 前金払を受けようとする者は、前金払請求書（様式1号）に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づく保証事業会社の保証証書を添えて工事主管課長へ提出しなければならない。

2 前金払の請求及び支払に関して必要な事項については、朝霞市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第34条に定めるところによる。

(前払金の使用等)

第7条 前払金の支払を受けた者は、契約約款第36条に定める経費以外の支払いに充当してはならない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、工事等の前金払について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成9年8月1日から施行する。
- 2 この要領による規定は、平成9年8月1日以降の請負契約を締結する場合に適用し、同日前の請負契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成9年12月1日から施行する。
- 2 この要領による規定は、平成9年12月1日以降の請負契約を締結する場合に適用し、同日前の請負契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。(機構改革による課名の改正)

附 則

- 1 この要領は、平成20年12月25日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、1件の工事請負金額が500万円以上で工期の最終日が同日から起算して60日以上あるものについても適用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。(機構改革による変更)

附 則

- 1 この要領は、平成27年2月1日から施行する。(様式の変更)

前金払請求書

平成 年 月 日

（申請先）朝霞市長

所在地
（申請者）会社名
代表者名 印

下記の工事について、前金払の支払を請求します。

記

工 事 名		
工 事 場 所	朝霞市	
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	
契 約 金 額		
前 金 払 請 求 額	「契約金額の10分の4以内（千円未満切捨て）」	
振 込 先	金融機関・支店名	
	口座番号	
	（フリガナ） 名 義 人	

注1）この請求は、入札公告、指名通知において前金払を認めた場合に行うことができます。

注2）この請求書は、下記の添付書類とともに、工事発注課に提出してください。

「添付書類」

保証事業会社の前金払保証証書

注3）前金払は、保証事業会社の指定する金融機関の口座に支払いますので、振込先には必ず、当該口座を記入してください。